

## 育児休業中に学童クラブ入会申請をする方へ

学童クラブに入会を希望する日の時点で育児休業中の方は、原則として入会申請できません。ただし、下記枠内①～③すべてに該当する場合には、令和6年度学童クラブ入会申請が可能です。

- ① 学童クラブ入会希望児童の弟妹が、令和6年4月1日からの保育園入園を予定しており、慣れ保育を行う予定である。
- ② 慣れ保育を行うために、育児休業を最大で令和6年4月29日まで取得する予定である（職場復帰日は令和6年4月30日が限度となります）。
- ③ 令和6年4月1日からの学童クラブ入会を希望し、令和7年3月までの申請である。

### 令和6年度学童クラブ入会申請時に必要な提出書類

必要書類	注意事項
入会申請書	令和6年度練馬区立学童クラブ・ねりっこ学童クラブ入会申請用を使用してください。
就労証明書	令和6年度練馬区立学童クラブ・ねりっこ学童クラブ入会申請用を使用してください。 就労証明書の「12 育児休暇の取得(予定)期間」および「13 復職予定日」欄に記載されているものを提出してください。 <b>※必ず4月30日までに復職予定であること。保育園が決定次第復帰される場合も、4月30日までに復職予定であることが就労証明書に記載されている必要があります。5月1日以降の復職の場合は申請できません。</b>
保育できない状況の説明（便せんでも可）※	「学童クラブ入会希望児童の弟（または妹）が保育園入園後に『慣れ保育』を行う予定のため、4月〇日に職場復帰する」と記載してください。
通勤・通学等の経路	保護者の状況によって添付書類は異なります。学童クラブ案内別紙「入会申請時に必要な書類について」をご確認ください。
直近4週間の実績表	

※「保育できない状況の説明」をお忘れになる方が多くいらっしゃいます。書類が足りない場合、入会申請を受け付けることができません。必ず上記が揃っていることをご確認のうえご申請ください。

### 保育園等の入所が決定した場合

保育園入所決定（内定）通知書等がお手元に届き次第、速やかに入会申請をした学童クラブまたは子育て支援課に写しをご提出ください。令和6年3月21日（木）を過ぎても、弟妹の保育園等の入所が確認できる書類の提出がない場合、「慣れ保育」の実施予定が確認できないため、学童クラブ入会決定後であっても学童クラブ入会を取り消す場合があります。ご注意ください。

### 保育園等の入所選考からもれたため、4月30日までに復職できなくなった場合

学童クラブ入会基準を満たさなくなるため、入会できません。速やかに入会申請をした学童クラブまたは子育て支援課へ「辞退届」をご提出ください。

### 学童クラブに入会決定した場合の入会承認期間

入会承認期間は1か月です。復職後、復職日の記載（4月30日までの日付であること）がある就労証明書（学童クラブ用）と学童クラブ入会延長申請書兼変更届を速やかに学童クラブに提出してください。就労証明書の就労証明期間に応じて入会承認期間を延長します。

### 4月30日以降も育児休業を取得したことが判明した場合

入会申請した状況と異なる事実が判明した場合は、4月30日付で退会となります。